

香川県港湾管理条例施行規則及び県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第31号

香川県港湾管理条例施行規則及び県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(香川県港湾管理条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県港湾管理条例施行規則(昭和31年香川県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可申請等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第9条の規定による占用料若しくは使用料又はこれらに係る県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例(平成22年香川県条例第2号。以下「<u>延滞金条例</u>」という。)第4条の規定による延滞金(以下「<u>延滞金</u>」という。)を正当な理由なく納付していない者からの許可の申請である場合</p> <p>(6) 略</p> <p>(港湾環境整備施設使用料)</p> <p>第8条の6 略</p> <p><u>(許可を受けないで港湾施設を使用した場合の使用料)</u></p> <p>第8条の7 <u>条例第8条第2項の許可を受けないで港湾施設を使用した場合の当該使用料(以下「<u>特定使用料</u>」という。)を県に納付しようとする者は、知事が別に定める様式を知事に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>条例別表の1の表の備考8及び2の表の備考9に規定する規則で定める額は、次に掲げる額を合算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 条例別表の1の表又は2の表によって計算された使用料の額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が</u></p>	<p>(使用の許可申請等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第8条第3項第4号に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第9条の規定による占用料若しくは使用料又はこれらに係る県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例(平成22年香川県条例第2号)第4条の規定による延滞金を正当な理由なく納付していない者からの許可の申請である場合</p> <p>(6) 略</p> <p>(港湾環境整備施設使用料)</p> <p>第8条の6 略</p>

2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)に当該使用を開始した日の属する月の翌々月(当該使用の期間が複数年度にわたる場合における当該使用を開始した日の属する年度の次年度以後の年度分にあつては、各年度の5月)の初日から納付の日(当該使用料に係る延滞金を徴収される場合にあつては、当該使用料の納期限)までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額

3 前項第2号に規定する額の計算については、延滞金条例第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(料金の徴収除外)

第9条 略

(占用料又は使用料の徴収方法等)

第10条 条例第9条の規定による占用料又は使用料(特定使用料を除く。)は、当該許可をした日の属する月の翌月の末日までに一括して徴収するものとする。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料又は使用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

2 略

3 特定使用料は、納入通知書により徴収するものとする。

(電子情報処理組織による届出等)

第13条 略

(物件を保管した場合の公示)

第13条の2 知事は、条例第14条の3第2項の規定により物件を保管したときは、当該物件の所有者等に対し当該物件を返還するため、港湾法第56条の4第4項の規定に準じて公示をしなければならない。

(身分証明書の様式)

第13条の3 条例第14条の5の身分を示す証明書は、第8号様式によるものとする。

(指定管理者に管理を行わせることができる駐車場等)

第14条 略

(料金の徴収除外)

第9条 略

(占用料又は使用料の徴収方法等)

第10条 条例第9条の規定による占用料又は使用料は、当該許可をした日の属する月の翌月の末日までに一括して徴収するものとする。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料又は使用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

2 略

(電子情報処理組織による届出等)

第13条 略

(物件を保管した場合の公示)

第13条の2 知事は、条例第14条の3第2項の規定により物件を保管したときは、当該物件の所有者等に対し当該物件を返還するため、港湾法第56条の4第4項の規定に準じて公示をしなければならない。

(身分証明書の様式)

第13条の3 条例第14条の5の身分を示す証明書は、第8号様式によるものとする。

(指定管理者に管理を行わせることができる駐車場等)

第14条 略

別表第1 (第8条の5関係)

区 分		金 額
1 起重機	略	
	高松港コンテナターミナル のハーバークレーン	略
	詫間港コンテナターミナル の起重機	略
2・3 略		

別表第1 (第8条の5関係)

区 分		金 額
1 起重機	略	
	高松港コンテナターミナル のハーバークレーン	略
	高松港コンテナターミナル のジブクレーン	14,000円 (その年度にお いて500時間を超えて使 用する場合の当該超過時 間における使用にあつて は、9,250円)
	詫間港コンテナターミナル の起重機	略
2・3 略		

第7号様式（第11条関係）
略

第8号様式（第13条の3関係）

(表面)

8センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名
生年月日 年 月 日

上記の者は、香川県港湾管理条例第14条の3第1項の規定により物件を移動し、及び同条例第14条の4第1項の規定により立入調査をする職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

6センチメートル

(裏面)

香川県港湾管理条例（抜粋）

(物件の移動等)

第14条の3 知事は、前条各号に掲げる物件が管理されず放置されていることが明らかであり、当該物件に起因して、船舶航行に支障が生じている場合又は港湾区域内の水域が著しく汚染され、若しくは汚染されるおそれがある場合において、緊急の必要があり、かつ、現場に当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）その他前条に規定する搬出又は撤去を命ずべき者がいないときその他これらの者が直ちに当該物件を移動することができないと認めるときは、その職員に、当該物件を知事が指定する場所に移動させることができる。

2・3 略

(立入調査等)

第14条の4 知事は、この条例の施行に必要な限度において、港湾施設の占用、使用その他の行為をした者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該行為に係る場所若しくは当該行為をした者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該行為の状況若しくは当該行為に係る船舶、工作物、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(身分証明書の提示等)

第14条の5 第14条の3第1項の規定により物件を移動する職員及び前条第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第7号様式（第11条関係）
略

(県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例施行規則（平成22年香川県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(債権の適用除外)</p> <p>第2条 条例第3条第3号の規則で定める債権は、<u>次に掲げる債権とする。</u></p> <p>(1) <u>香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第2条第1号に規定する県営住宅の家賃</u></p> <p>(2) <u>香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）第8条の7第1項に規定する特定使用料のうち同条第2項第2号に掲げる額</u></p>	<p>(債権の適用除外)</p> <p>第2条 条例第3条第3号の規則で定める債権は、<u>香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第2条第1号に規定する県営住宅の家賃とする。</u></p>

附 則

この規則は、平成28年4月24日から施行する。ただし、第1条中香川県港湾管理条例施行規則第13条の次に2条を加える改正規定、同規則別表第1の改正規定及び同規則第7号様式の次に1様式を加える改正規定は、同月1日から施行する。